

「いじめ重大事態に関する調査報告書」の調査結果を受けた再発防止策について

1 はじめに

市立小学校においていじめ重大事態と認定した事案につきまして、第三者調査委員会の調査報告書の提言を受け、北九州市教育委員会では再発防止策を策定しました。

2 調査を終えての提言について（調査報告書より抜粋）

本事案のように、①「いじめ」があったと訴える児童やその保護者（以下、「児童ら」という。）の申告内容と、それを受けて行った当該校ないし教育委員会の調査結果との間で事実関係が著しく異なり、②児童らが被害届を提出し警察を介入させるなど被害感情が強い場合で、③児童らが推進法に規定する重大事態であると主張して推進法に基づく第三者調査委員会の設置を求めるような場合には、ガイドラインにのっとり躊躇無く第三者調査委員会の設置をすべきであると提言する。

3 提言を受けた再発防止策について

本提言を真摯に受け止め、改めてこのような事態を繰り返さないよう、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿った適切な対応を推進していきます。